

【健康保険被扶養者添付書類一覧表】		
・被扶養者異動届＋被扶養者届出内容確認書は提出必須		
続柄	状況	必要書類
配偶者	無職・無収入	1.世帯全員分の住民票（個人番号記載なし・続柄記載あり） 2.直近の課税非課税証明書（※収入額が記載されているもの）
	パート・アルバイト	1.世帯全員分の住民票（個人番号記載なし・続柄記載あり） 2.直近の課税非課税証明書（※収入額が記載されているもの） 3.直近の源泉徴収票のコピー ※1 4.雇用契約書のコピー 5.直近3か月分の給与明細のコピー ※2 6.前健保の健康保険資格喪失証明書のコピー（※国保加入の場合、資格情報のお知らせのコピー、資格確認書のコピー、マイナポータルに表示される健康保険の資格情報のいずれか）
	自営業者・不動産・農業などの収入者	1.世帯全員分の住民票（個人番号記載なし・続柄記載あり） 2.直近の課税非課税証明書（※収入額が記載されているもの） 3.直近3年分の確定申告書全頁のコピー（「決算書」や「収支内訳書」含む） ※2 4.前健保の健康保険資格喪失証明書のコピー（※国保加入の場合、資格情報のお知らせのコピー、資格確認書のコピー、マイナポータルに表示される健康保険の資格情報のいずれか）
	金融所得等 （株式/投資信託/利子/配当/先物取引等）	1.世帯全員分の住民票（個人番号記載なし・続柄記載あり） 2.直近の課税非課税証明書（※収入額が記載されているもの） 3.直近3年分の確定申告書全頁のコピー 4.直近3年分の年間取引報告書または取引残高報告書のコピー ※2 5.前健保の健康保険資格喪失証明書のコピー（※国保加入の場合、資格情報のお知らせもしくは資格確認書のコピー）
	年金受給者 （老齢年金/遺族年金/障害年金/企業年金/個人年金等）	1.世帯全員分の住民票（個人番号記載なし・続柄記載あり） 2.直近の課税非課税証明書（※収入額が記載されているもの） 3.直近の年金振込通知書または年金改定通知書のコピー 4.年金見込額照会回答票のコピー（申請中の場合） ※2 5.前健保の健康保険資格喪失証明書のコピー（※国保加入の場合、資格情報のお知らせのコピー、資格確認書のコピー、マイナポータルに表示される健康保険の資格情報のいずれか）
	退職	1.世帯全員分の住民票（個人番号記載なし・続柄記載あり） 2.直近の課税非課税証明書（※収入額が記載されているもの） 3.雇用保険（失業保険）申告書（添付書類については申告内容により異なる） 4.前健保の健康保険資格喪失証明書のコピー（※国保加入の場合、資格情報のお知らせのコピー、資格確認書のコピー、マイナポータルに表示される健康保険の資格情報のいずれか） 5.退職日がわかる書類（※国保加入の場合のみ）
	雇用保険（失業保険）受給終了	1.世帯全員分の住民票（個人番号記載なし・続柄記載あり） 2.直近の課税非課税証明書（※収入額が記載されているもの） 3.雇用保険受給資格者証のコピー（※受給終了の押印がされているもの） 4.健康保険資格喪失証明書のコピー（※国保の場合、資格情報のお知らせのコピー、資格確認書のコピー、マイナポータルに表示される健康保険の資格情報のいずれか）



申請事由が下記に該当する場合、追加で下記の書類が必要です。

結婚	・婚姻受理証明書（原本）または戸籍謄本（原本）
別居	・送金証明書（定期的な送金が必要、金額・送金者および受取人が客観的に確認できるもの）
障害者	・障害者手帳のコピー
外国籍	・在留カードのコピー（両面）
出産・傷病手当金・労災保険の給付金受給終了	・保険給付支給決定通知書コピー【金額給付期間がわかる書類】 （※日額3,612円未満・60歳以上5,000円未満の場合、受給中でも申請可）

【備考】

- 扶養認定にあたり上記必要書類だけで判断がつかない場合、別途追加書類を提出をお願いすることがあります。
- 該当状況が複数ある場合は、書類はすべてご準備ください。
- 住民票・課税非課税証明書は発行から**3か月以内**のものをご提出ください。
- ※¹ 労働契約内容により年間収入が判定できない場合（例えば、「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合、契約期間が1年に満たない場合等）は、シフト表や給与支払調書等の提出をお願いすることがあります。
- ※² 社員の入社に伴い、扶養申請する場合は添付不要です。（キャリア採用時など）

(2026.4.1)